



税務情報

国税庁 — 「租税条約に関する届出書等の電磁的提供に関するFAQ」の公表

2021年度税制改正により、2021年4月1日以後、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払を受ける非居住者等は、その支払を受ける国内源泉所得について、租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の免除等を受けるために、国内源泉所得の源泉徴収義務者に対して行う書面による条約届出書等の提出に代えて、一定の場合には、その条約届出書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること（以下、電磁的提供）ができることとされました。また、源泉徴収義務者は、税務署長に対して行う書面による条約届出書等の提出に代えて、その条約届出書等に記載すべきこととされている事項をスキャナにより読み取る方法等により作成したイメージデータ（PDF形式）などの電磁的記録をe-Taxを利用して送信すること（以下、e-Taxによるイメージデータ送信）により行うことができることとされました。

国税庁は5月19日、条約届出書等の電磁的提供に関するよくある問い合わせとそれについての一般的な回答を取りまとめた以下のFAQを公表しました。

■ [租税条約に関する届出書等の電磁的提供に関するFAQ](#)（PDF 299.0KB）

このFAQは以下の4つのセクションから構成されています。

1. 制度の概要等

2つの設問を用いて、本制度の概要を解説しています。このうち問2には、本制度による電磁的提供の対象となる書類の一覧表「[租税条約等関係手続](#)」（PDF 61KB）へのリンクが掲載されています。

2. 非居住者等が源泉徴収義務者に対して電磁的提供を行う場合

7つの設問を用いて、電磁的提供を行う非居住者等やその提供を受ける源泉徴収義務者が満たすべき要件等が解説されています。なお、このセクションには、関係法令からは読み取ることができない、以下の情報等が含まれています。

【電磁的記録の要件（問6）】

非居住者等が電磁的提供を行う場合における第三者作成添付書類（居住者証明書等）及び源泉徴収義務者が e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合における条約届出書等及び添付書類（第三者作成添付書類及びその他の添付書類（特典条項に関する付表等））に係る電磁的記録については、以下の 3 つの要件を満たす必要があります。

- 解像度（200dpi 相当以上）
- 階調（赤色、緑色及び青色の階調が 256 階調以上（24 ビットカラー））
- ファイル形式（PDF 形式）

この設問には、提出書類の区分ごとに電磁的記録の要件の要否をまとめた表が掲載されていますが、その注書きでは、非居住者等が電磁的提供を行う場合における条約届出書等及び第三者作成添付書類以外の添付書類に係る電磁的記録の要件については、法令上の定めはないものの、源泉徴収義務者が税務署長にこれらを送信する場合には上記 3 つの要件を満たす必要があるため、非居住者等からこれらの電磁的記録を受ける場合についても、上記 3 つの要件を満たした電磁的記録より提供を受けることを推奨しています。

3. 源泉徴収義務者が税務署長に対して e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合

1 つの設問を用いて、源泉徴収義務者が税務署長に対して e-Tax によるイメージデータ送信を行う手順を簡単に解説しており、具体的な手順は e-Tax の [「イメージデータで送信可能な手続について」](#) というページを参照しています。

4. 源泉徴収義務者による条約届出書等の保存

これまで、源泉徴収義務者が非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受ける場合には、税務署長提出用と源泉徴収義務者用として正副 2 部の条約届出書等の提出を受けることとされてきました。このセクションでは 2 つの設問を用いて、この取扱いに関する関係法令からは読み取ることができない以下の情報を伝えています。

【非居住者等から条約届出書等の電磁的提供を受ける場合（問11）】

非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受けた場合の取扱いと同様に、条約届出書等に記載すべき事項等の電磁的記録を源泉徴収義務者用として取り扱うことが望ましい。

【非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受ける場合（問12）】

源泉徴収義務者が、非居住者等から提出を受けた書面による条約届出書等に記載すべきこととされている事項をイメージデータ化し、税務署長に対して e-Tax によるイメージデータ送信を行うことがあらかじめ決められているのであれば、非居住者等から提出を受ける条約届出書等の部数は 1 部で差し支えない。（源泉徴収義務者の手元に残る条約届出書等は、源泉徴収義務者用として取り扱うことが望ましい。）

《参考》

- 国税庁は、本制度の概要や上記の FAQ を、[「租税条約に関する届出書等に記載すべき事項等の電磁的提供等について」](#) というページに掲載しています。
- 上記のページには、条約届出書等の電磁的提供等のイメージ図 [「源泉徴収義務者が非居住者等から電磁的方法により提供された条約届出書等に記載すべき事項等を税務署長に送信する場合のイメージ \(ID・パスワード方式の場合\)」](#) (PDF 413KB) も掲載されています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.